

門司市船工會賃金値上要求

- 一、事業主側 門司市所在關係造船業者七名
- 二、従業員側 船大工一三〇名

内船工會々員數 四〇名

三、賃金値上要求原因

二月十四日船工會（準労働組合）總會に於て、船大工現在の賃金は昭和六年八月の協定たる最低一圓七十錢を支給しつつあるも、最近海運界の活況に伴ひ造船所亦活氣を呈するに及り且つ諸物價騰貴を理由に、此際賃金値上を要求すべしとて案を練り、遂に二月二十三日各造主^船に對し夫々次の歎願書を提出したのである。

四、要求事項

歎願書

一、労働時間

自十二月一日至二月十八日

午前七時より午後五時半迄、内中食時間三十分

自三月一日 至十一月三十日

午前七時より午後六時半迄、内中食時間一時間

二、右時間外就業の場合

自午後六時一至同八時、二時間にて二分

自午後八時一至同十時、二時間にて三分

自午後十時一至同十二時、二時間にて五分

自午後十二時一至午前三時、三時間にて五分

自午前三時一至同五時、二時間にて三分

自午前五時一至同七時、二時間にて二分

三、工賃